

水田利用再編対策

第3期対策(59、61年度)がスタート

昭和53年度から始まった水田利用再編対策も、59年度からは第3期に入ります。(61年度まで)

その概要についてご紹介しますので、十分ご理解いただき、目標面積の達成にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、昭和59年度の転作等目標面積は、横芝町全体で二・三八・四ha(耕作面積の一三・五%)で、昨年度より二・五ha軽減の見込みです。

主な改正点

① 他用途利用米の導入

目標面積の内数として、他用途利用米を導入します。これは一俵出荷すれば、転作を20㎡実施したとみなされます。(価格は一俵あたり一、〇〇〇円程度)

② 預託期間は3年まで

農協等への預託期間は、一律に連続3年までとします。

③ 作物区分の見直し

飼料用青刈り稲は、特定作物扱いから一般作物扱いに変わります。

④ 転作畑の取扱い

新たに水田を転換畑にする場合、奨励補助金が5年間・永年性作物並みに交付されます。(既に交付期間を超えているもの、第3期中に超えるものは、期間中に限って補助金を交付します)

◆ 奨励補助金の基準は上表のとおりです。第3期対策についてのお問合せは、産業振興課(内線51)へお願いします。

● 奨励補助金基準 ● (10aあたり)

区分	基本額 (平均)	加算額	
		第1種	第2種
転作奨励補助金	永年性作物 (転換畑を含む)	50,000	20,000
	特定作物	42,000	20,000
	一般作物等	27,000	15,000
管理転作奨励補助金	野菜	22,000	15,000
	転作	27,000	15,000
	保安全管理	22,000	—
土地改良通年施行補助金	22,000	—	—

他用途利用米を導入
預託期間は3年に



谷台の転作団地
(飼料用パンタム)

国民年金から

みんなで考えよう

これからの年金

日本人の平均寿命は、昭和二十年頃の五十歳から、今や人生八十年の時代を迎えています。

現在、六十五歳以上の人は総人口の九・五%、千百三十二万人と国民十一人に一人の割合となつていきます。これが昭和七十五年には六・四人に一人、そして昭和九十五年には四・六人に一人と、大幅に増加するといわれています。

このような高齢化社会においては健康であることのほか、やはり経済的な保障がなくてはなりません。

しかし老後に向けて個人で蓄えたり、家族で面倒をみるという限界があります。そこでこれからは公的年金がますます大切になってきます。

◆ 国が責任をもって運営

最近、「公的年金は財政的に苦しいから将来年金がもらえないのでは」という話を耳にします。

でも、ご安心ください。国民年金は、誰もが年金を受けられるようにつくられた制度で、どのような時代にも年金財政が健全に運営されるよう、国が責任をもって運営しています。ですから、将来にわたり「つぶれる」などということはありません。

◆ バランスのとれた改善

年金の水準は、働く世代の生活水準や負担能力とのバランスのとれたものでなければなりません。そこで少なくとも五年に一度、そのときの生活水準に見合った改善がなされ、保険料についても給付とのバランスがとれるよう行われています。

◆ すべての人が年金に加入

これからの私達にとって大切なのは、すべての人が年金に加入し、理解を深め、高齢化社会にふさわしい制度として発展させ、安定した老後を築いてゆくことだと思います。

◆ 国が責任をもって運営

最近、「公的年金は財政的に苦しいから将来年金がもらえないのでは」という話を耳にします。

でも、ご安心ください。国民年金は、誰もが年金を受けられるようにつくられた制度で、どのような時代にも年金財政が健全に運営されるよう、国が責任をもって運営しています。ですから、将来にわたり「つぶれる」などということはありません。